



## ～青梅市の介護保険制度～

青梅市における、65歳以上の高齢者の割合は、平成22年4月1日現在で21.4%となり、5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。このような傾向は今後も続き、平成26年度には、高齢化率は25.5%となって、4人に1人が高齢者になると推計しています。

こうしたなか、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が始まり、今年で10年が経過しました。介護保険制度は、3年ごとに事業計画を策定していますが、今年度は、第4期青梅市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成21年度から23年度)の2年目にあたります。

青梅市の介護保険料は、基準月額が3,400円で、これは東京都の中で一番低い金額です。この金額が実現できたのは、第1号被保険者である高齢者の皆さんが、健康に留意された成果です。

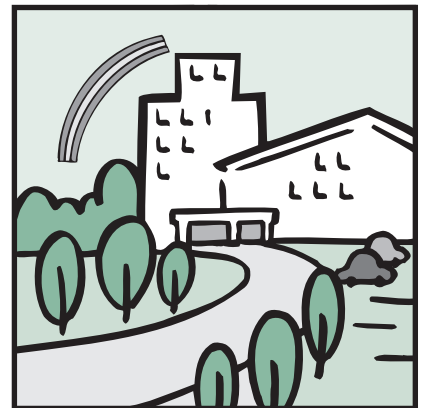
介護保険制度は、高齢者の皆さんに自助努力をしていただくとともに、介護が必要な方を社会全体で支えていく制度です。そのため、市民、事業者、ボランティアグループ等の皆さんと協力関係が不可欠です。

今後も高齢者福祉の充実に向け、さまざまな施策に取り組んでいきますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

## 介護保険のサービスを受けるためには、要介護認定を受けることが必要です

### ～申請できる方～

おおむね6か月以上にわたって継続して常に介護が必要と見込まれる状態（要介護状態）、または、日常生活に支援が必要と見込まれる状態(要支援状態)にある方です。



### ○65歳以上の方

介護や支援が必要になった原因を問わず、申請できます。

### ○40歳～64歳の方

加齢に伴う特定の疾病（次の16種）の場合に限られます。

- ①がん【がん末期】（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。）
- ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



申請に必要なものは？

- 青梅市介護保険要介護認定・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証（介護保険証）：65歳以上の方のみ
- 健康保険証：40歳～64歳の方のみ
- 印鑑（介護を必要とする方ご本人の認め印）

## ◎ 申請からサービス利用までの流れ

### ① 申請

市役所（高齢介護課）の窓口申請してください。  
申請は本人や家族のほか、成年後見人、地域包括支援センターや省令で定められた居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

### ② 要介護認定

訪問調査：調査員が訪問し、心身の状況を調査します。  
（全国共通の調査票に記入します。）  
主治医の意見書：主治医意見書の作成をかかりつけの医療機関に依頼します。意見書は主治医から市へ提出されます。  
審査判定：訪問調査と主治医意見書をもとに、全国共通のソフトを用いて介護にかかる時間などをコンピュータ判定します。コンピュータ判定の結果と主治医意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査・判定します。

### ③ 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市から認定結果通知書と結果の記載された保険証が届きます。  
○要介護1～5：介護サービス（居宅サービスまたは施設サービス）を利用できます。  
○要支援1・2：介護予防サービスを利用できます。  
○非該当（自立）：介護保険のサービスは利用できませんが、市が行う介護予防事業（地域支援事業）を利用できます。

### ④ ケアプランの作成

○要介護1～5  
・在宅でサービスを利用：居宅介護支援事業者と契約し、ケアプランを作成します。  
・施設入所を希望：入所を希望する施設に直接申し込みます。入所した施設でケアプランを作成します。  
○要支援1・2  
・地域包括支援センターと契約し、介護予防ケアプランを作成します。

### ⑤ 介護サービス開始

サービス事業者と契約し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。  
サービスの利用者負担は原則として費用の1割です。

### ⑥ 更新申請 変更申請

認定期間が終了する約60日前に、該当者に更新手続きに関する書類を送付します。  
引き続きサービスを希望される方は、有効期限までに更新の手続きをしてください。  
なお、心身の状態が変化し、介護にかかる手間の度合いが変わった場合は、いつでも区分変更の申請をすることができます。



#### ○ 介護保険で利用できる額には上限があります。

介護保険では、要介護度に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。支給限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超過分は全額利用者の負担となります。

#### ○ 1割の負担が高額になったとき。（高額介護サービス費/高額医療合算介護サービス費の支給）

同じ世帯内で、同じ月に利用したサービスの利用者負担額の合計額が高額になり一定額を超えたときは、所得などに応じて申請により超えた分が支給されます。さらに、医療保険と介護保険を合算し、負担を軽減する「高額医療・高齢介護合算療養費制度」もあります。

◎ **介護保険で利用できる介護（介護予防）サービスには次のようなものがあります。**

▼ **要介護1～5、要支援1・2の方が利用できます。**

● **居宅サービス**

サービス名	内 容
訪 問 介 護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。
訪 問 入 浴 介 護	介護士と看護師が家庭を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で入浴介護を行います。
訪問リハビリテーション	主治医の計画に基づき、理学療法士や作業療法士が訪問し、心身機能の維持回復をはかり、日常生活での自立を促すよう、必要なリハビリテーションを行います。
訪 問 看 護	看護師などが居宅を訪問して、主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行います。
居 宅 療 養 管 理 指 導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通 所 介 護 (デイサービス)	日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練レクリエーションなどを行います。
通所リハビリテーション (デ イ ケ ア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士が行います。
短 期 入 所 生 活 介 護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。
短 期 入 所 療 養 介 護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、医学的管理のもとでの看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話が受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）に入所している人が要介護・要支援状態になったときに、日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。
福 祉 用 具 貸 与	日常生活を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出します。 (対象となる用具が決められています。また、介護度により対象とならない用具があります。)
特 定 福 祉 用 具 販 売	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を指定を受けた事業者で購入したときに、年間10万円を上限に購入費の9割を支給します。 (対象となる用具が決められています。)
住 宅 改 修 費 の 支 給	家庭内での安全を確保するなど、住宅改修が必要な場合に20万円を上限に改修費用の9割を支給します。 <b>必ず事前の申請が必要です。</b>



● **地域密着型サービス（青梅市民の方のみ利用できます。）**

サービス名	内 容
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の状態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせた在宅での生活継続を支援するサービスを提供します。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	比較的安定した認知症状態の高齢者が、介護スタッフの支援を受けながら少人数で共同生活をし、家庭的な環境のもと日常生活の支援や趣味活動、機能訓練などが受けられます。 <b>※要支援1の人は利用できません。</b>
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。



- 施設サービス（要介護1～5の方が利用できます。要支援1・2の方は利用できません。）  
施設への入所は各施設に直接申し込みます。

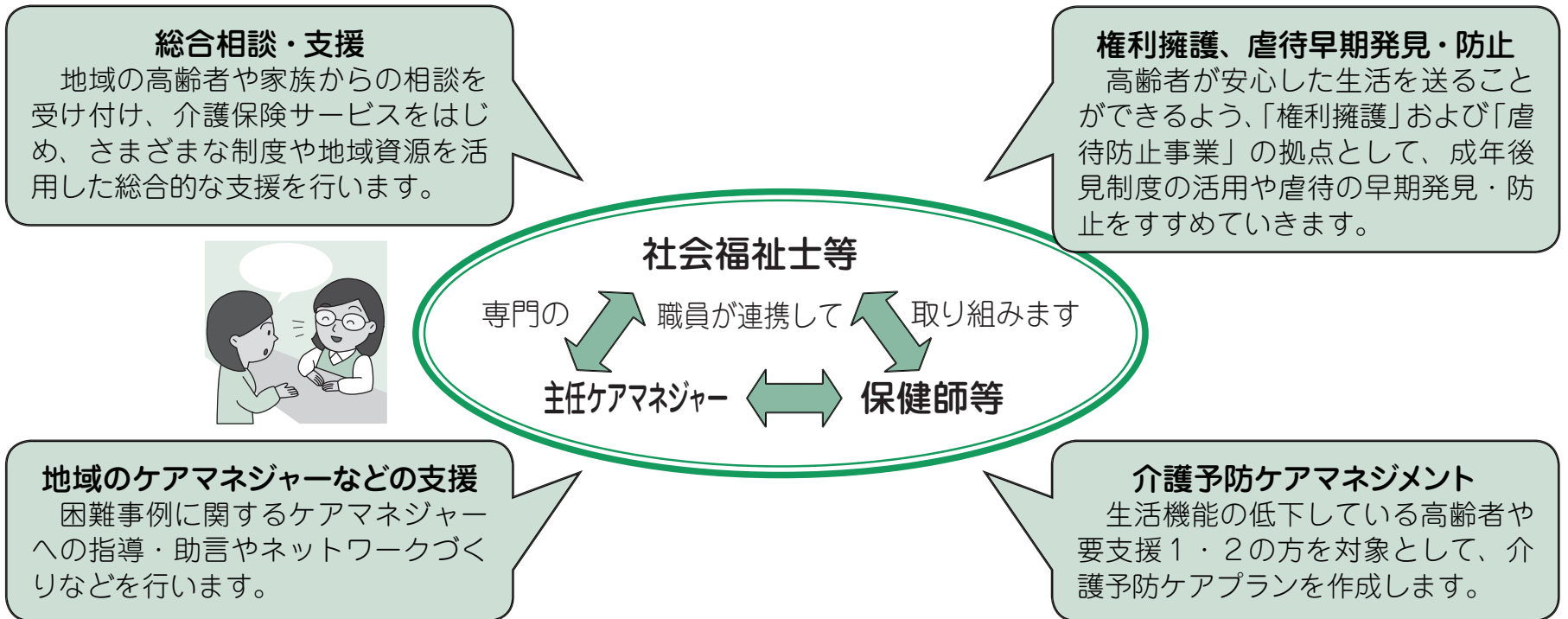
サービス名	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。
介護老人保健施設	病状が安定している方に、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行い、家庭への復帰を支援します。
介護療養型医療施設	医学的管理のもと、長期にわたる療養が必要な方のための病床です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。



※ ショートステイや施設サービスを利用した場合の、居住費・食費・日常生活費・医療費（介護療養型施設の場合）の自己負担のうち、居住費・食費については、過重な負担とならないよう、**申請により軽減されます**。軽減される額については、課税状況や年金収入の状況に応じて4段階に区分されています。

## 青梅市地域包括支援センター ～皆さんの元気を支えます！～

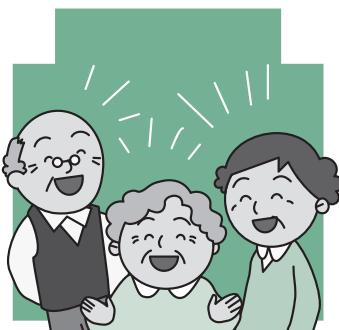
青梅市では高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように、介護・保健・福祉などのさまざまな相談に応じる地域の拠点として、3か所の「地域包括支援センター」を設置しています。



### 担当区域・問い合わせ先

青梅市を3つの地区（生活圏域）に分け、それぞれの地区の地域包括支援センターが介護保険サービスをはじめ、さまざまな形での支援を行います。

生活圏域	名 称	所 在 地	担 当 地 区	連 絡 先
第1地区	青梅市地域包括支援センター	東青梅 1-11-1	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田、東青梅、根ヶ布、師岡町	22-1111 (代)
第2地区	青梅市地域包括支援センター うめその	駒木町 3-594-1	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町、河辺町、畑中、和田町、梅郷、柚木町、二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	24-2882
第3地区	青梅市地域包括支援センター すえひろ	末広町 1-4-5	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺、新町、末広町、藤橋、今井、富岡、小曾木、黒沢、成木	33-4477



お住まいの地区の地域包括支援センターへ、電話または来所によりお気軽にご相談ください。個人のプライバシーには十分配慮します。

また、緊急時の対応も行います。

総合相談・支援

～このごろ気になりませんか？このようなこと。早めにご相談ください。～

次のような高齢者の方を見かけたら、お住まいの地区の地域包括支援センターまでご連絡ください。

<商店で…>

- おつりの計算ができない。
- 高額紙幣ばかりで買い物をする。
- 何時間も売り場をうろうろしている。

<交通機関で…>

- どこに行こうとしていたのか分からなくなった。
- 終点になっても降りようとしめない。

<銀行・郵便局で…>

- 「通帳をなくした。」と訴えて、2度3度と窓口を訪れる。
- お金を取られたと訴える。

<自宅や地域で…>

- 郵便受けに郵便物や新聞が何日分もたまっている。
- 好きだったことに関心がなくなった。
- 身だしなみに気をかけなくなった。
- ささいなことで怒りっぽくなった。
- ひどく疑い深くなった。
- 今までできていた作業などができなくなった。
- やせてきた。



※これらは、認知症の方によく見られる行動の一例です。

認知症サポーター養成研修事業 「認知症を知って支援を・・・ あなたの地域に出向きます!!」

市では、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する“認知症サポーター”を養成する「認知症サポーター養成研修事業」を実施しています。  
 キャラバン・メイト（認知症サポーターの講師役で専門の研修を修了した者）の派遣を希望する場合は、ご連絡ください。  
 研修受講者には、認知症サポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。



オレンジリング

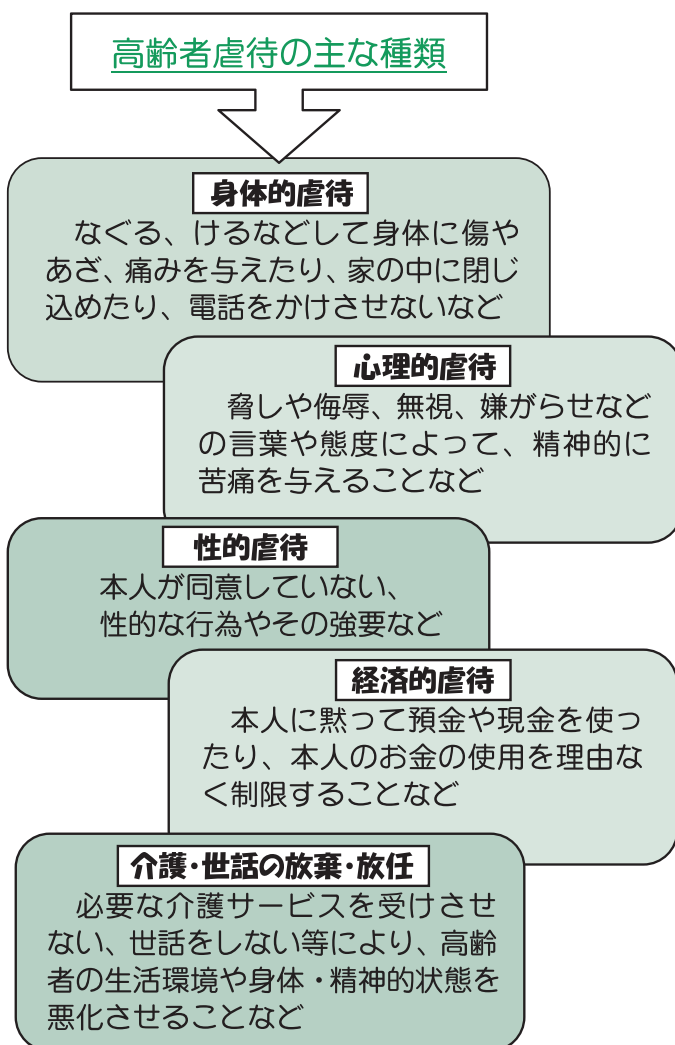
権利擁護、虐待早期発見・防止

～“あれ？おかしいな”“これは・・・？”と感じたら早めにご相談ください。～

発見者には通報義務があります。(通報者の秘密は守られます。)  
 「青梅市高齢者虐待発見チェックリスト」をご活用ください。

○印	気付いたこと！気になること！
	1. 暴力を受けている、どなられる、年金を取られるなどと訴えている
	2. あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
	3. 家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている
	4. 介護や病気について相談する人がいないようだ
	5. 一人暮らしや高齢夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった
	6. 高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
	7. 昼間でも雨戸がしまっている
	8. 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
	9. 郵便受けが新聞や手紙でいっぱいになっている
	10. 家からどなり声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
	11. 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる
	12. 高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある
	13. 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
	14. 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
	15. 最近、セールスや営業の車が来るようになった
	16. 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

東京都老人総合研究所作成「高齢者と家族の幸せのために」より



介護予防ケアマネジメント

～見逃していませんか！

危険な老化のサイン～

生活機能をチェックしてみましょう！

チェックリストの「はい」、「いいえ」のいずれかに○印を付けてください。

「はい」、「いいえ」の頭の数字が1とある項目に○印が多く付くなど生活機能の低下が疑われる場合は、お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。



運動器の機能向上	1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
	2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
栄養改善	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
	7	いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
口腔機能の向上	8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
	9	この1年間に転んだことはありますか	1. はい	0. いいえ
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
閉じこもり	11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
	12	身長 cm 体重 kg (BMI) (注)	1. はい	0. いいえ
	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
認知症	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
	15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
うつ	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が人の役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

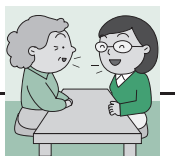
(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5 未満の場合「1. はい」とする

◎ 青梅市が行う介護予防事業（地域支援事業）には次のようなものがあります。

▼ 特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）の方が利用できます。

※ 利用には、生活機能評価の受診など手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

サービス名	内 容	利用回数・利用料
介護予防通所支援（デイサービス）	通所する方法で、各種サービスを提供します。利用料の1割負担のほか、食事や原材料費などの実費の負担があります。	1回/週 2,090～2,470円/月
高齢者筋力向上トレーニング	専門スタッフの指導のもと、トレーニング機器を使ったトレーニングで筋力を向上させて、日常生活の改善を図ります。利用料の1割負担があります。	2回/週 3,600円/月
介護予防栄養改善	食事作りの楽しさ、栄養管理の重要性について調理を通じて学習するとともに、相互に交流する機会を設けます。利用料の1割負担があります。	1回/週 2,100円/月
訪問指導	保健師が訪問して、健康問題を総合的に把握し、必要な助言を行い、心身機能の低下の防止と健康の維持増進を図ります。	無料



▼その他のサービスです。

サービス名	内 容	利用回数・利用料
機能訓練	健康センターで健康チェックや軽体操、ミニ健康講座など集団で健康づくりを行います。	無料
生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）	要介護認定で自立（非該当）と判定された方等で、基本的な生活習慣の改善を必要とする方に対し、養護老人ホーム等を利用して生活指導および体調調整を図ります。	7日間を限度 470円/日
徘徊高齢者家族支援サービス	認知症で徘徊行動が見られる在宅高齢者を介護している方に対し、人工衛星（GPS）と携帯電話の電波網を利用し位置検索を行う機器の端末を貸与します。	189円/月
介護サービス相談員	介護保険制度における介護サービス利用者および家族等に、介護サービス相談員を派遣します。介護サービス相談員は介護保険施設または居宅等を訪問し、介護サービスを利用する方等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行っています。	無料

介護保険料のご案内 ~介護保険料は大切な財源です 忘れずに納めましょう~



◎平成21年度から23年度までの65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、青梅市の介護サービスにかかる費用(利用者負担額を除く)と、65歳以上の方の人数などに応じた「基準額」をもとに決められます。

そのため、必要とするサービスの量や65歳以上の方の人数の違いなどにより、市区町村ごとに基準額は異なります。

青梅市の介護保険料の基準額は40,800円(年額)で、東京都の中では、もっとも低い金額となっています。

基準額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準額} \\ \hline 40,800\text{円} \\ \hline (\text{年額}) \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{青梅市に必要な} \\ \text{介護サービスの} \\ \hline \text{総額} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方} \\ \hline \text{の負担分} \\ \hline (\text{約}20\%) \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{青梅市の65歳} \\ \hline \text{以上の方(第1号} \\ \hline \text{被保険者)の人数} \end{array}$$



介護保険料はこの「基準額」をもとに、所得などに応じて11段階に分かれています。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.45	18,400円
第2段階	・市民税世帯非課税で 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額 × 0.45	18,400円
第3段階	・市民税世帯非課税で 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	基準額 × 0.70	28,600円
特例 第4段階	・本人は市民税非課税であるが、世帯員に市民税課税者がいる方で 本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額 × 0.85	34,700円
第4段階	・本人は市民税非課税であるが、世帯員に市民税課税者がいる方で 本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	基準額	40,800円
第5段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.08	44,100円
第6段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25	51,000円
第7段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.45	59,200円
第8段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.60	65,300円
第9段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 × 1.70	69,400円
第10段階	・市民税本人課税の方で 前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 × 1.80	73,400円

※ 合計所得金額とは、その年の収入金額から必要経費を差し引いたもので、基礎控除や社会保険料等を控除する前の金額です。

介護保険料の納め方

受給している年金の額などによって2通りに分かります。

○年金が年額18万円以上の方 → 年金から天引きになります。(特別徴収)

※特別徴収対象の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。(年度途中で65歳になった方など。)

○年金が年額18万円未満の方 → 納付書により取り扱い金融機関などで納めます。(普通徴収)

※納付書払いの方は、口座振替が便利です。



◎ 介護報酬の改定(プラス3%)に伴う保険料上昇分の軽減について

国は、介護従事者の待遇改善を目的に、平成21年度から介護報酬を平均3%引き上げました。このことによる介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されています。

市では、この交付金の活用と、今まで積み立ててきた介護給付費等準備基金を取り崩して、介護保険料を軽減しています。

◎40歳~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まっています。

**介護保険サービス以外にも高齢者の方を対象とした各種サービスがあります。**

サービス名	内 容	対 象 者 等
訪問理美容サービス	訪問サービス券（年間6回分を限度）を交付し、自宅で理美容サービスを受ける際の訪問料金（出張料）を助成します。市が契約した理容店および美容店で利用できます。	在宅の65歳以上の要介護3～5の方
介護予防訪問援助	介護状態への進行を予防するため、週1回ホームヘルパーを派遣し、軽易な生活援助を行います。	65歳以上の一人暮らしの方で介護保険で非該当と判断され、日常生活において軽易な生活援助が必要と認められる方（身体状況等の調査があります）
日常生活用具の給付	腰掛便座、入浴補助用具、歩行補助車等を一定の基準額まで1割の費用負担で給付します。 <b>事前の申請が必要です。購入後の助成はできません。</b>	介護保険で非該当と判定されたが、日常生活用具の給付が必要と認められる65歳以上の方
住宅改造費の助成	浴槽・流し台・洋式便器等の設備改造費を一定の基準額まで1割の費用負担で助成します。 <b>事前の申請が必要です。工事着工後の助成はできません。</b>	おおむね65歳以上で、住宅の改造が必要と認められる方（要介護認定の申請をしてください）
紙おむつの給付	紙おむつ、尿取りパット、おむつカバーを月額8,000円を限度とし、現物給付します（組み合わせ等は選択可）。給付額の1割の費用負担があります。	おおむね65歳以上の、市民税非課税世帯の在宅の方で、寝たきり等でおむつを必要とする方
配食サービス	1食350円の費用負担で、週3回までボランティア等により昼食の配送をします。	おおむね65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で、身体的、精神的機能の低下で炊事が困難な方
寝具乾燥サービス	日照が悪いなど寝具の自然乾燥ができない環境にある世帯に、月1回4枚まで寝具の乾燥を1割の費用負担で行います。	65歳以上の寝たきり高齢者がいる世帯および65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯
緊急通報システム	急病や緊急事態のときに、無線発報器（ペンダント）により救急車の出動などの救護が受けられます。本人の身体状況の調査と、本人の所得に応じて費用負担があります。	おおむね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者だけの世帯の方等で、発作を起こしやすい病気等があり設置が必要と認められる方
火災安全システム	火災警報器、自動消火装置等の給付を行い、さらに専用通報機との連動により火災発生時に消防車両等の出動が受けられます。本人の所得に応じて費用負担があります。	おおむね65歳以上の一人暮らしの方等で設置が必要と認められる方
住宅用火災警報器の設置	火災警報器を1世帯当たり2台を限度に自宅に設置します。火災警報器の設置は青梅市消防団が行います。利用者の費用負担はありません。	持家に居住している世帯で次のいずれかに該当する世帯 ・75歳以上の高齢者のみの世帯 ・65歳以上で介護認定が「要支援」・「要介護」の方がいる世帯 ・重度の障害をお持ちの方がいる世帯
福祉電話の貸与	電話機の貸与と基本料金を助成します。週2回、安否の確認を行っています。	65歳以上の一人暮らしの方、高齢者だけの世帯で市民税非課税であり、現在電話がなく近隣に親族が居住していない方
温泉保養施設の利用助成	市が指定した温泉保養施設を利用する場合に利用料の一部を助成します。 ・宿泊の場合1泊につき3,000円 60歳以上65歳未満の方…年間2泊以内 65歳以上の方…年間4泊以内 ・日帰り（入浴のみ）の場合1日1回につき300円（年間6回以内）	青梅市に住所がある60歳以上の在宅の方および援護者

この他にも各種事業を実施しています。詳細は高齢者支援係へお問い合わせください。  
また、各種サービスのご相談や市役所に来庁することが困難な方の申請代行を在宅介護支援センターが行います。ご利用ください。



- 在宅介護支援センターうめぞの（電話 0428-24-2882）
- 在宅介護支援センターすえひろ（電話 0428-33-4477）



◎ 介護保険制度やその他高齢者施策についての問い合わせ  
青梅市高齢介護課 電話 0428-22-1111（代表）

- ☆介護保険制度に関すること …介護保険管理係
- ☆介護保険料に関すること …介護保険料担当
- ☆要介護認定に関すること …認定係
- ☆地域包括支援センター・介護予防に関すること …包括支援係
- ☆介護保険以外の高齢者施策に関すること …高齢者支援係